○農林水産省告示第二千六百号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項の規定に基づき、次のように生産業者の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十四年十二月十七日　　農林水産大臣　郡司　彰

1　生産業者の名称の変更

登録番号　生第90465号

変更前　財団法人　愛知県都市整備協会

変更後　公益財団法人　愛知県都市整備協会

○農林水産省告示第二千六百一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十四年十二月十七日　　農林水産大臣　郡司　彰

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第84991号	汚泥発酵肥料	別海プラントバイオＣＥＲＩ第１号	独立行政法人土木研究所	茨城県つくば市南原１番地６
生第90284号	汚泥発酵肥料	別海プラントバイオＣＥＲＩ２号	独立行政法人土木研究所	茨城県つくば市南原１番地６
生第85114号	液状窒素肥料	ポン尿素液肥	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
生第85143号	液状複合肥料	ほう素マンガン入り尿素複合液肥ポン２号（鉄、銅、亜鉛、モリブデン添加）	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
生第85144号	液状複合肥料	ほう素マンガン苦土入り尿素複合液肥ポン３号（鉄、銅、亜鉛、モリブデン添加）	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
生第85145号	液状複合肥料	ほう素マンガン苦土入り複合液肥ポン５号（鉄、銅、亜鉛、モリブデン添加）	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
生第87269号	化成肥料	夢しあげ335	株式会社中島美雄商店	滋賀県草津市大路２―９―１陽だまりビル６階
生第87189号	液状窒素肥料	ＲＡ液肥	理研農産化工株式会社	佐賀県佐賀市大財北町２番１号
生第90459号	家庭園芸用複合肥料	理研０―0.9―0.1	理研農産化工株式会社	佐賀県佐賀市大財北町２番１号
生第90460号	家庭園芸用複合肥料	理研０―3.0―0.3	理研農産化工株式会社	佐賀県佐賀市大財北町２番１号

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第７７５号

仙台市宮城野区東仙台１丁目７番１―307号、従前の住所埼玉県新座市畑中３丁目７番18号

債務者　相良　智絵（旧姓瀧川）

1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１４４号

茨城県北茨城市磯原町磯原1754番地２　レユシールニシザワ107号

債務者　渡辺　未来（旧姓須藤）

1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第７１号

石川県鹿島郡中能登町一青ふ部13番地１、従前の住所石川県七尾市南ケ丘町48番地61

債務者　堀　　貞子

1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第３７１号

岐阜市菊地町５丁目31番地　グランドゥール陽南301号室

債務者　三村　數代（旧姓近藤）

1　決定年月日時　平成24年12月４日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１９１３号

名古屋市西区枇杷島５丁目３番24号　水野ハイツ202号

債務者　瀬古　浩司

1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２０号

三重県鈴鹿市南旭が丘２丁目６番５号

債務者　岡　　元子

1　決定年月日時　平成24年12月３日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２１６号

三重県津市藤方1758番地５　アンフィニA―２

債務者　アルナオ　ヤニラこと　ＡＲＮＡＯ　ＣＯＲＤＯＶＡ　ＹＡＮＩＲＡ　ＰＡＯＬＡ

1　決定年月日時　平成24年12月３日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　津地方裁判所破産係